

広島県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
福山市加茂町字百谷八三四番二地先から 福山市加茂町字百谷八三四番一地先まで			一三・三〇 二二・六〇	一三・九〇	拡幅 一般国道三二 四号と重複
			一七・二〇 二九・〇〇	一三・九〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三一四号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
福山市駅家町大字服部永谷三三三番一九地 先から 福山市駅家町大字服部永谷三三三番三地先 まで			一三・三〇 二二・六〇	一三・九〇	
			一七・二〇 二九・〇〇	一三・九〇	拡幅 一般国道一八 二号と重複